

茂原市まちづくり条例策定協議会 第1回会議 概要

開催日時	平成26年1月24日（金） 15時30分～
開催場所	茂原市役所市民室
出席者	協議会委員18名（うち3名所用のため欠席） 田中市長、事務局（酒井企画財政部次長、鶴岡企画政策課長、花沢企画政策課主幹、風戸企画政策課主査、荻込企画政策課主事）
会議次第	1.開会 2.議題 (1) 市長あいさつ (2) 委嘱状交付 (3) 委員自己紹介 (4) 会長・副会長選出 (5) 諮問書提出 (6) まちづくり条例策定協議会の概要について 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1) 市長あいさつ
田中市長	<p>大変お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>皆様方には日頃より、市政各般にわたりまして、いろいろとご協力をいただき、またご助言を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。</p> <p>このたびは、大変お忙しい中、皆様におかれましては、まちづくり条例策定協議会の委員をお引き受けくださり、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、皆様方には、まちづくり条例策定協議会委員をお願いいたしましたところ、快くお引き受け下さいまして、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>私は、市長選挙のときに、マニフェストの中で、「市民参加のまちづくり」を大きな柱の一つとして掲げ、ボランティア活動の活発な協働社会づくりに取り組むことを、市民の皆様とお約束いたしました。</p> <p>私自身、市民の皆様が各方面でご活躍されている姿を拝見して、とても心強く感じております。特に、昨年10月の台風26号による水害では、東日本大震災の教訓を活かした形で災害ボランティアセンターが設置され、数多くのボランティアの皆様が復旧作業に汗を流してくださいました。感謝に堪えない次第です。</p> <p>また、自治基本条例を考える市民の会の皆様におかれましては、長期にわたる検討作業にご尽力いただき、昨年9月に提言書をご提出いただきました。そのご労苦に、改めて感謝と敬意を表する次第です。</p>

本協議会は、市民の会の提言書を元に、幅広い分野の専門家の皆様のご意見を伺い、さらに検討を重ねるために設置されたものでございます。

ご列席の皆様は、それぞれの分野でご活躍いただき、深い見識をお持ちの方々でございますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、私からのあいさつと代えさせていただきます。本日はご苦勞様でございます。よろしくお願ひいたします。

(2)委嘱状交付

市長から各委員へ委嘱状を交付

(3)委員自己紹介

各委員から自己紹介、事務局から市側の出席者紹介

(4)会長・副会長選出

会長に関谷昇氏、副会長に麻生正視氏が就任

(5)諮問書提出

市長から会長に諮問書を提出

(6)まちづくり条例策定協議会の概要について

事務局から資料に基づき説明

【主な質疑応答】

関谷会長

- 事務局からまちづくり条例策定協議会の役割、会議の今後の進め方、これまでの条例の中身の検討の経緯を説明いただいた。お手元の資料に照らしながら、内容について質問等あればお願いしたい。
- 協議会の役割としては、まちづくり条例の制定にあたって、盛り込むべき内容を議論することである。全部で10回ほどの会議が今のところ予定されている。たたき台については、昨年市民の会で提言書が提出されているので、それをもとにしてそれぞれの項目について議論していくというイメージになっている。お手元に「もばら自治基本条例だより」が配られており、これ自体は16号まで発行されているが、すでに市民の会の方でも、非常に長きにわたって、いろいろな議論を重ねられてきた。改めて敬意を表する次第である。「このようなルールがあった方が、もっとまちづくりは良くなる」ということで、いろいろな角度からご検討いただき、提言書という形でまとめられ、それがいま資料として添付されているので、私たちの協議会で、これを本格的に条例という形にしていくことになる。その基本的な考え方を最初に固め、市が決めるにあたっての直前の最終段階ということでこのまちづくり条例策定協議会が設置された。この協議会で議論されたことを答申として市長に提出し、その後は行政内部での議論を経て議会へ上程されるというのが基本的な流れになる。そのような方向に向かう上で、非常に大事な局面、プロセスである。

中山委員

- 事務局から説明があり、答申の時期が9月くらいを目途にしたいとのことであった。スケジュールを見ると、2回目は関谷先生の講演、最後は

まとめ・答申ということであるので、実質的な審議は6回か7回になると思う。条例の中身を必ずしも全部見ていないので、はっきりとは分からないが、少なくとも難しいことがいろいろ出てくるのではないかと想定される。9月末を超えてしまった場合はどうするのか。9月末にこだわる理由が何かあるのか。

事務局
(企画政策
課主査)

- 9月末にこだわっているわけではなく、それぞれの項目ごとに1回ずつと組み立てていったところ、全部で10回ほどの会議で議論が終了するのではないかと見込んだもの。スケジュールは多少前後する可能性もあるが、毎回1つの章ごとに議論をしていただくという前提でスケジュール案をお示しした。平成26年度の上半期ということで、たまたま区切りが良かったが、そこに強くこだわりがあるということではないので、ご了解いただきたい。

関谷会長

- スケジュールについては、今のところ9月末までと想定されているが、今後の議論如何によってはさらに延びることもあり得るということで、ご了解いただきたい。確かに、条例ということで、言葉が難しかったり、こういう仕組みをつくっていくことで、それがどうなっていくのか、なかなかイメージが湧きづらかったりする部分もあるかもしれない。それがどのような影響をもたらしていくのかを考えれば、いろいろな検討が必要になってくることもあるので、それも含めて、今のところはこのスケジュールで進めていくが、それぞれの回で議論し足りなかった場合は、次回に持ち越したり、一通り進めてからもう一度全体を振り返って議論をした方がいいのではないかとのご意見も、場合によっては出てくるかと思うので、そのあたりはある程度柔軟に進めていく必要があるのではないかと思う。そのような形で進めていくということでご了承願いたい。

鈴木(弘)
委員

- 次回、関谷先生の方から話があるかもしれないが、条例の中身、他の自治体のこの種の条例への取り組みについて、参考までに勉強させていただく時間の余裕があるかどうか。市民の会から提言いただいたものを詰めていくことが中心であって、他の自治体の事例まで見る必要があるかどうか。茂原市がかなり先頭を走っているのか、後ろの方にいるのか、それとも真ん中くらいなのかも含めて、そのような話を関谷先生からもご示唆をいただきながら、中身を詰めさせていただければ、茂原市のこれからのまちづくりに対して、明確な位置付けになっていくと思う。そのあたりの関谷先生のお考えは。

関谷会長

- 私の方から、次回2/17に予定されている会議において、条例をめぐる基本的な考え方、どういう性格の条例なのかという部分の話をさせていただく予定である。この種の条例づくりは、ここ15年くらいで全国いろいろな自治体で取り組まれるようになった。主だった事例について、次回簡単にご紹介させていただき、このまちではこのような動きをして

いるとか、そのような話をさせていただきたいと考えている。それでも十分とは言えないと思うが、それぞれの回ごとに事例をご紹介するなど、もちろんベースは茂原を巡る議論であるが、それ以外にも、例えばこの件については他市ではこのような事例、考え方があったようなことについては、適宜ご紹介していきながら、議論を重ねていただければと思う。

- 「自治基本条例」があるのは、千葉県内では流山市のみ。いま茂原市が考えようとしているのは、まちづくり全般に関わるもの、行政に関する事、議会に関する事など、ある程度包括的に網羅する、いわゆる「包括条例」であるが、そのような条例は、名称はいろいろあるものの、他の都道府県を見ると、それなりの数が制定されている。そのような状況の中では、千葉県は若干少ない傾向にある。茂原市は、県内で2番目の「包括条例」ができるかどうかという客観的な状況にある。中身は自治体によっていろいろな工夫がなされており、条例といっても金太郎飴では仕方ないので、それぞれの自治体で生かせる条例でないと意味がない。そのような意味で、「生きた条例」という視点で考えると、中身はいろいろなものが考えられる。それは今後の議論に委ねたいが、いずれにしても次回のときに、そのような状況も踏まえてお話させていただきたい。
- 基本的なことだが、条例が制定された場合のメリットとデメリットを知りたい。
- 一言では答えづらいので、次回くわしくお話させていただきたいが、いろいろな意味づけがある。例えばよく「縦割り行政」などと言われるが、今の時代に求められる行政運営は、もっと横断的な、よく「総合行政」などという言い方をされるものであり、いろいろなところが連携してまちづくりにあたっていくことが求められている。そのような行政運営のあり方をしていけるような環境を整えるという点が挙げられる。
- あるいは、よく「市民参加」と言われるが、自治会のあり方一つとってもそうであるし、民生児童委員の活動もそうであるし、いろいろな地域における活動がある中で、担い手の方々の高齢化であるとか、若者がなかなか参加してくれないなど、いろいろな状況がある。茂原には茂原の固有の状況があると思う。そのような中で、いろいろな方々にもっと地域とかまちづくりに参加をしていただき、活性化を図るなど、もっといろいろな連携を生み出すことができるような環境をつくっていく。それらのことをはじめ、今の時代に問われていることをつくり出していくための環境づくりという意味で、条例を捉えていただければと思う。
- これまでは行政が一定のやり方で行っていたものを、市民のいろいろな活力を使っていくことで、もっといろいろなことができる。最近では、行政と市民が連携したまちづくり、「協働のまちづくり」などと言われ

森川委員

関谷会長

るが、行政が単独でやれることには限界があり、もっと市民・民間の活力を活かしながら、幅広い取り組みをしていく。それでなくても、人口がどんどん減っていく中で、まちづくりに活かせるパイは限られている。その限られたパイをどれだけ有効活用していけるのか。そのような方向性を切り開くような環境、行政や議会であればそのような手続きが問われている。いろいろな部分で、メリットは出てくると思う。一言ではちょっと言い表せないのが、これからそれぞれの項目ごとの議論の中で、そのあたりを解き明かしていくことができたと思う。そのようなイメージを持っていただければ。

- デメリットについては、条例をつくることによる直接的なデメリットというよりも、これまでいろいろな自治体で条例が作られている中で、いわゆる「絵に描いた餅」になってしまっているケースが少なくない。まちづくりに生かされていないというところも多いので、どれだけ生きた条例にできるかが大きな課題にもなっていると思う。それぞれの自治体の策定・運用状況の違いによって、メリット・デメリットが違っていると考えている。
- 提言書を見ると、第1章から第8章、附則ということになっているが、今日示されたスケジュールでは、各章について1回ずつ検討していくということになっており、条例全体から見れば各論をやっているようなものである。各論の積み重ねで条例ができ、パブリックコメントという流れになる。それがすべて完成したときに市民の皆さんの意見を聴くと、割とまた各論に戻ってくるのではないかと想像される。
- まちづくり条例はそもそも包括的であり、市民参加はなくてはならない話であるが、市民の会の皆さんも市民の中に入っているいろいろと検討したものの、私はまだ「市民の中に入ること」が足りないのではないかと考えている。協議会には市民各層の皆さんがいるが、ものの考え方は百人百様である。最後のパブリックコメントではなく、一つひとつについて市民の意見をもっと反映させていく方が、より現実的なものになるのではないと思う。関心ある傍聴者は来て参加すると思うが、それ以外の方はインターネットを見てくれと言ってもそこまでは普及していないし、極論を言えば密室状態の中で完成するのではないかと心配してしまう。「このようなものができあがりますよ」、「意見を寄せてください」と、もっと積極的に発信できるような仕組みをつくりながら議論を進めていってはどうかと思う。
- 会議録の公開や回覧などいろいろな手法を使って、事務局において、できるだけ情報を発信していきたいと考えている。
- 丸嶋委員がおっしゃったように、個別の議論をしてから全体が少しずつイメージとして浮かび上がり、そうするとまた個別の議論に戻りたくない

丸嶋委員

事務局
(企画政策
課長)

関谷会長

るというのは常に付きまとうところ。毎回パブコメを募るといのはなかなか手続的に難しいとは思うが、毎回の議事録公開を含めて、公開の方法もインターネット以外もあり得るところなので、少し工夫をしながら、この会議で議論したことをオープンにしていくことも大事だと思う。どういう形で組み込むか自体もこの協議会で皆さんからのご意見をいただきながら進めていきたい。

- 1回1回はどうかというご意見があれば、違った方策も今後検討してまいりたい。可能な限り、協議会での議論を発信・共有していくという趣旨については、改めて確認させていただきたい。
- ちなみに先ほど、メリットは何なのかというお話もあったが、一つだけ申し上げたい。例えば、まちのことについて無関心だと見られることが多いが、本当に無関心なのかというと、必ずしもそうではない。ただ、関心を持つということは、それについての情報を持っているということが前提になる。情報を持っていないければ、関心を持つまでに至らないというのが現実の問題である。だからこそ、情報を発信・共有する環境をできるだけ整えていくことが大事である。多くの方に関心を持っていただき、多くの方に参加していただき、いろいろな可能性を開いていく。そのようなことをするために、情報の発信・共有のあり方をルールとして整えておくことが問われている。
- 条例をめぐる、関心が上がらないという悩ましい問題があるが、今の状況では確かにそうかもしれない。だが、条例ができ、運用されていくことによって、もっと多くの方々がいろいろな情報を得て、いろいろなところに参加していける。そうすることで、議論の活性化が望める。そういう意味では、条例をつくるために多くの声を拾っていく部分と、条例があるから初めて開かれる部分の両方があるということは、イメージとして持っておいていただきたい。いずれにしても、両方が大事なプロセスである。
- 条例を作るまでのプロセスと、できてからのプロセスの2通りがあるというお話だが、条例ができないことには話にならないわけであり、当面我々は条例をいかにつくり上げるかに取り組むことになる。つくり上げたということは、結果的には市民の皆さんも協力しますよという協働体制になり、市役所の皆さんも情報公開という体制に変わるということがイメージされる。まずは通ることが大事であり、他市のように議論したが結果的にはダメでした、その後の話は「なしのつぶて」でしたというのでは、我々も無駄骨になる。ぜひ、条例を通すという観点から、この議論を市民の皆さんに情報提供して、市民の意見も反映させながらという、割と面倒くさい仕事かもしれないが、それが必要かもしれない。
- 毎回1テーマ1回ずつというのは、原則であって、もっとフレキシブルに対応するんだとおっしゃっていただいた方がいいと思う。

丸嶋委員

関谷会長

- スケジュールや進め方については先ほど確認したが、その辺は議論していきたい。「ここはもうちょっとこういう形にした方がいいのではないか」、「こういう考え方を盛り込んだほうがいいのか」、「ここはちょっと回避すべきではないか」など、おそらくいろいろなご意見が出てくるのではないかと思うので、その辺を含めて議論を重ねていきたい。そういう意味では、きっちりと固めることだけでなく、柔軟に議論を重ねていければと思う。
- もう一つだけ申し上げておくと、条例というのは、一般的にイメージされているのは、つくるまで非常に多くの力が入られるが、できた後はそのままというパターンが少なくない。条例は使われなければ意味がない。そのような意味で、行政職員の立場、あるいは議会の立場からも条例を解釈運用していく中で、どんなまちづくりを切り開こうとしているのか、どのようなことが可能になるのかという観点からもご意見をいただきながら、議論を重ねていければと思う。丸嶋委員がおっしゃっているように、条例をとにかく通したいという思いと、条例を解釈運用しながらどのようなまちづくりをしていくのかということもイメージしていただきながら、議論をお願いできればと思う。

鈴木(弘)委員

- 協働のまちづくりということで、行政と市民と議会、その他にもステークホルダーがあるかもしれないが、それらの基本的な役割を確認することがこの条例の一つの役割なのかもしれない。そういう意味では、条例を議決するのは議会である。今日は議会から2名の方が委員として参加していただいているが、議会に対して完成後に議案上程するというフローチャートがある中で、協議会の状況を中間段階で事務局の方から議会に対して報告するプロセスは予定しているか。議会と行政の関係の中で、どのようにフィードバックしているのかをお聞かせ願いたい。

関谷会長

- 最終的には条例というものは議会で議決を経て正式に動いて行くということになるわけだが、千葉県内にいろいろな事例があり、策定プロセスの中でも議員の方々がいっしょに議論していくケースもあれば、本当に議会は最後の最後まで出てこなくて、いろいろな議論が終わった後、議会に上程されて、あまり議論もされないままというケースも中にはある。今回の茂原市のように、議員の先生方に加わっていただき、議論がなされるというのは、非常に大事なステップである。議会の立場からのお考えも、この場でどんどん出していただければと思う。また、この場で議論されることも、他の議員の方にもぜひお伝えいただければと思う。事務局サイドとしても、その辺はお考えいただきたい。

事務局
(企画政策課長)

- 事務局としても、議員全員協議会等の機会があるので、進み方を適時ご報告したいと考えている。

関谷会長
河野委員

- そのあたりは丁寧なプロセスを踏んでいただければと思う。
- 市民の会が何をしているかを伝えた方がよろしいかと思う。今回、3人が会を代表して協議会に参加しているが、およそ30名ほどの委員がいる。市民の会の役割は、提言書ができて、条例が制定できるように進めていくのが一つと、市民の方に条例とはどういうものかを説明する役割がある。今考えているのは、この協議会にいらっしゃる方々にもお願いするかもしれないが、自治会や各種団体に出張しながら説明する予定である。具体的な日取りは決まっていないが、そのような機会があればぜひご協力いただきたいと思います。

関谷会長

- 市民の会としても、これまでの議論を重ねてきた中で提言を出されたわけだが、その提言書がどういう議論でもまれているのかということについては、市民の方々に発信していくという役割もある。そのような意味で、どういう形になるかは分からないが、皆さんにもご協力いただければと思う。
- 今日とは今後の進め方の確認ということで、本格的には次回以降、皆様の議論を頂戴できればと思う。この協議会の目的・趣旨については、先ほど確認したとおり。
- 今後のスケジュールについては、今のところ9月終わりあたりを目途としているが、議論の展開いかんによっては少し伸びる可能性もある。そのあたりは柔軟に進めていくということで想定しておいていただきたい。事務局の案として日程が挙げられているが、都合が悪い方が多くなる日もあるかもしれないので、原則はこれで行くが、場合によっては日にちが少し変わる可能性もある。変わる場合には、なるべく早い段階で皆様にお諮りをして、ご確認いただくということにさせていただきたい。変更も場合によってはあり得るということを含めてご確認いただきたい。
- すでに配布されている資料については、あらかじめ目を通した上で協議会に臨んでいただければと思う。それぞれの会議ごとに必要な資料が出てくるかもしれないので、そのような場合には、委員の皆様にはなるべく早い段階でお送りして、目を通していただくことができるような会議運営ができればと思う。
- 今後の進め方について、異存がなければ、次回以降このような形で進めていくということにさせていただきたいが、よろしいか（異議なしの声あり）